

瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会運営規則をここに
公布する。

令和元年 7 月 1 8 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 8 号

瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画評価委員会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第
1 7 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、瀬戸市高齢者
福祉計画・介護保険事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）の
組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員会の担任する事務の細目については、
次に掲げる事務とする。

- (1) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 0 条の 8 の規定に基
づく瀬戸市高齢者福祉計画の評価及び進行管理並びに施策の方向性の
審議に関する事。
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 7 条の規定に基づく
瀬戸市介護保険事業計画の評価及び進行管理並びに施策の方向性の審
議に関する事。
- (3) その他市長が意見を求めた事項に関する事。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の専門的知識を有する者
- (2) 福祉又は介護の専門的知識を有する者

- (3) 市民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。